

## 2 申込みにあたっての注意事項

- ① 新規入居時から、契約期間制度を適用します。

### 契約期間制度とは

- ・市営住宅に入居できる期間は、高齢者や障がい者等を除く単身者世帯は入居日から3年、それ以外の世帯は5年となります。
- ・入居契約期間満了日の3カ月前から1カ月前までに更新手続きが必要になります。
  - ※更新時に、市営住宅への入居資格を満たす世帯のみ、更新を認めることができます。
  - ※更新時に、政令月収額が収入基準を超える場合は更新できません。

- ② 申込み時に、希望住宅（1世帯1住宅）を指定していただきます。
- ◇ 受付期間後の希望住宅の変更はできません。
  - ◇ 『市営住宅入居申込書』の「入居しようとする人」欄に記載のある方が、同一又は他の希望住宅の「入居しようとする人」になっている場合は、重複するすべての申込みが無効となります。（1世帯で2住宅以上の申込み、申込みをした方が他の申込者の家族になっている等）
- ③ 申込書提出後は記載事項の変更はできません。
- ◇ 申込書の「入居しようとする人」の欄に記載されていない方は、入居できません。ただし、申込後に出生した子は入居できます。
  - ◇ 申込書の「入居しようとする人」が死亡されても、同居予定者全員が入居資格をみたとおられる場合には入居することができます。そうでない場合は失格となります。
  - ◇ 婚約で申込みされる方は資格審査日（申込月の翌々月の1日）までに入籍されていない場合、また婚約者が変わった場合には失格となります。
- ④ 申込書受付後、入居資格を調査することがあります。
- ⑤ 次の場合は申込みを無効とします。また、抽選に当選された後でも失格とします。
- ◇ 入居資格がないとき。
  - ◇ 申込書の記載内容及び提出書類に虚偽・不正のあることが判明したとき。
  - ◇ 入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
- ⑥ 友人等の寄合世帯は申込資格がありません。
- ⑦ 過去に家賃等を滞納して市営住宅を退去し、現在でも家賃等が未納になっている人は、申込みできません。